

新たな時代の都市づくりに向けて

.....
—新生都市計画コンサルタント協会のビジョン—

2013年4月

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会

Planning Consultants Association of Japan





ビジョン、始動

平成 25 年 4 月 1 日、当協会は一般社団法人都市計画コンサルタント協会として新たなスタートを切りました。同時に「新たな時代の都市づくりに向けて — 新生都市計画コンサルタント協会のビジョン —」を策定、公表いたしました。

このビジョンは、平成 21 年、佐藤健正会長（当時）の発意により策定を開始したものです。背景として、近年の都市計画の変容と都市計画コンサルタントの役割の変化がありました。爾来、ビジョン策定のための特別委員会を中心に協会内部で議論を重ね、外部有識者のご意見をお聴きしながら、4 年がかりで成案をとりまとめ、新法人移行と同時に協会ホームページ上に公表したものです。

ビジョンの狙いや主旨について、Web 版に寄せた「ごあいさつ」で佐藤会長は次のように述べています。

この 20 年ほどの間に、わが国の都市計画を巡る時代環境は大きく転換しました。都市の成長・拡大への対応が求められた時代から、いまや都市のコンパクト化、市街地の計画的縮退が求められる時代を迎えています。現代の都市計画には経済、社会、環境の各側面で持続可能な社会を実現する役割が求められています。これらを含めるとこれからの都市計画は、生活の質の維持・向上や都市活力の維持・増進をテーマとして、従来の都市計画が対象としてきた物的な計画の枠組みを超えて、地域の経済的、社会的、文化的、環境的戦略を包括的かつ空間的に表現する空間計画（スーパースャル・プランニング）へとその内容をシフトするとともに、都市計画に関わる諸制度もまた、この方向に転換していくことが求められます。

このビジョンでは、このような基本認識のもとに、これからの都市計画コンサルタントのあり方を展望し、当協会の役割や活動の方針をとりまとめています。

都市計画コンサルタント業を巡る様々な問題を克服し、これを健全に発展させていくためには、職能の確立、即ち、高度に専門的で公共性の高いサービスを提供する都市計画コンサルタントがその職業的責務を十分に果たしていけるような社会的環境や制度・仕組みを確立することが不可欠です。そのために、都市計画コンサルタントの専門性を確立し、社会の信頼を確保し、適切な業務環境を構築することが何よりも重要です。このビジョンにおいては、当協会を職能団体として位置づけ、協会の目的が都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上にあることを明確にしています。またあわせて、都市計画の進歩・発展と社会・地域への貢献を目指していくこととしています。（平成 25 年 4 月「ごあいさつ」より）

平成 25 年 5 月の通常総会において、私は佐藤会長から会長職を引き継ぎました。

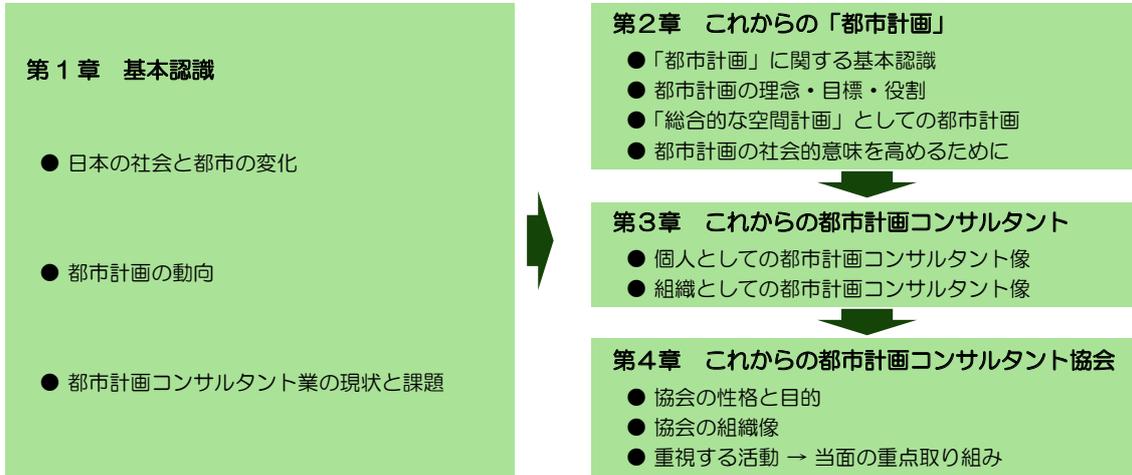
一般社団法人となった当協会は、会員企業及び都市計画コンサルタントのための共益団体として、都市計画コンサルタント業の健全な発展及び都市計画コンサルタントの職能の確立と技術力の向上に一層力を入れて取り組まなければならないと考えています。そのため、コンサルタント業務発注方式の改善、コンサルタント業務の情報発信、都市計画実務専門家の認定・登録制度の創設、震災復興まちづくりや新たな大規模災害への事前対応、都市計画プラットフォームの構築等、ビジョンに掲げた重点課題に集中的に取り組んでいく所存です。既に新たな特別委員会を設置するなど、その推進体制を整え、検討を始めたところです。

協会会員の皆さま並びに都市計画関係者の皆さまには、ビジョンの主旨をご理解いただき、その実現に向けてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 6 月
一般社団法人都市計画コンサルタント協会
会長 白井 芳樹

はじめに

このビジョンは、我が国の都市計画及び都市計画コンサルタントの将来展望を会員が共有するとともに幅広く社会に発信することを主眼に、その中心的役割を担う当協会のこれからの組織像と活動方針をとりまとめたものであり、次の4章構成になっている。



ビジョン策定作業は平成21年度から開始され、当時の総務企画委員会・協会組織検討部会のなかに「ビジョン分科会」を設けて関連情報や類似事例の収集・分析、前提方針及び基本枠組みの検討などに着手した。

その後、当協会の一般社団法人への移行と具体的日程が徐々に固まり、また東日本大震災が発生するなど、状況が大きく変化したことを受け、平成23年度からは「協会ビジョン策定特別委員会」を設置し、新法人への移行を前提として、それまでの検討内容を吟味しながら本格的検討に入った。検討を進めるにあたって前提とした考え方は次のとおりである。

- このビジョンを通じて会員の共通認識を得ると同時に、これまで関係が希薄であった関連分野の専門家や民間事業者等を含む多様な都市計画関係主体に対して情報発信することを重視する。
- これからの当協会に関しては、今後5～6年間を想定し特に重視する活動と達成目標を明示する。

また、このビジョンの検討と同時並行して、非営利型・共益的活動目的型一般社団法人への移行を想定した当協会の性格や活動内容、あるいは大震災復興にかかるコンサルタント業務のあり方や役割等について様々な議論が進められていたため、第2章～4章についてはこうした議論と特に密接に関係づけながら検討が進められた。

こうした経緯を経て当協会を基本的に「職能団体」として性格づけ、今後特に次の活動を重視し言及している。

- 都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上を通じたコンサルタント業の発展
- 都市計画及び都市計画コンサルタント業務を通じた地域貢献・社会貢献
- これを推し進めるための協会組織の強化及び外部との連携・協働の強化

本ビジョンは多分に認識論・問題提起・仮説としての色合いを帯びており、一般的な意味でのビジョンとは趣を異にしているが、今後これを素材にして協会活動が一段と活発になり協会の存在感が高まると同時に、各方面で様々な議論が行われることを期待している。

検討を進めるにあたっては、適時運営会議に諮り理事会で審議した。また、最終段階に入った平成24年度は、会員に対するパブリックコメントを2回実施し、併せて次代を担う中堅・若手の意見交換会を開催するとともに、外部の有識者の意見をお聞きし内容に反映させていただいたところであり、改めて謝意を表する次第である。

目次

はじめに

1	基本認識	1
1-1	日本の社会と都市の変化	1
	(1) 社会の変化	
	(2) 都市の変化	
1-2	都市計画の動向	2
	(1) 目的と主題の変化	
	(2) 内容の変化	
	(3) 手法の変化	
	(4) 関係主体の多様化	
1-3	都市計画コンサルタント業の現状と課題	3
	(1) 都市計画コンサルタント業務の変化	
	(2) 都市計画コンサルタント業の現状	
	(3) 都市計画コンサルタント業発展のための課題	
2	これからの「都市計画」	5
	(1) 「都市計画」に関する基本認識	
	(2) 都市計画の理念・目標・役割	
	(3) 「総合的な空間計画」としての都市計画	
	(4) 都市計画の社会的意味を高めるために	
3	これからの都市計画コンサルタント	8
3-1	個人としての都市計画コンサルタント像	8
	(1) 都市計画コンサルタントの本質	
	(2) 都市計画コンサルタントの性格	
	(3) 重視すべき資質・能力	
	(4) 都市計画コンサルタントのポジションと役割	
3-2	組織としての都市計画コンサルタント像	10
	(1) 都市計画コンサルタント組織の本質	
	(2) 新たなチーム編成の可能性	
	(3) 新たな業務展開の可能性	
4	これからの都市計画コンサルタント協会	12
4-1	協会の性格と目的	12
4-2	協会の組織像	12
	(1) 組織の基本構成	
	(2) 協会運営と会員の関係	
4-3	重視する活動	13
	(1) 都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上に向けた活動	
	(2) 都市計画を通じた地域貢献・社会貢献	
4-4	取り組みを推し進めるために	17
	(1) 協会組織の強化	
	(2) 外部との連携・協働の強化	

【当面の重点取り組み】

■	都市計画CPDプログラムの充実と運用改善	13
■	都市計画実務専門家認定・登録制度の創設	14
■	都市計画コンサルタント業務の情報発信	14
■	業務発注方式の改善に向けた取り組み	15
■	大規模災害に対する取り組み	16
■	プラットフォームの具体化	18



1 基本認識

1-1 日本の社会と都市の変化

(1) 社会の変化

戦後の日本社会はこの二十数年の間に大きく変化し、我々はいまや新たな時代を迎えている。

その直接の引き金となったのが1990年のバブル崩壊であるが、以降、経済面では行財政の合理化や公共投資の抑制は勿論のこと、民間企業においても生き残りをかけた抜本的改革を進めることが自明の路線になるなど、高度経済成長期・バブル期とはベクトルが一変した。その後も2008年のリーマンショックと直近の世界的な経済・財政不安等によって度重なる打撃を受け、民間経済は一段と混迷の度合いを深め国及び地方の財政は益々逼迫している。しかもこうした変化はいまなお流動的で先行き不透明であり、将来に対する国民の不安も一段と募っている。

しかしより重大な変化は2005年に始まった総人口の減少と世界でも例を見ない高齢化・少子化の進行にあり、日本社会の構造そのものを変え将来を決定づけてつある。

こうした社会・経済変化は、個人の意識や社会的価値観にも大きな影響を及ぼしてきた。

かつての「成長社会」においては、経済の右肩上がりを前提に経済的・物質的豊かさを追求することが社会的にも是とされ、「大量生産大量消費」とこれを効率的に進める「均質性」等が重視されてきた。

これに替わる「成熟社会」の内実はまだ必ずしも明らかではないが、社会全体としては少なくとも「安定的な持続」「人や自然環境の重視」「個性・多様性」等が、また個人にとっては「精神的なゆとりや心の豊かさ」「地域・家族との親密なつながり」・・・等々が重視されるようになってきた。

かかる意識や価値観の変化は東日本大震災・原発事故を機に一挙に表面化し、長年膨張し巨大化してきた都市とそこでの諸活動もまた地球温暖化や生物の多様性の危機等の地球環境問題の深刻化を招いてきたという忸怩たる思いとともに、いまや国民全般にわたって都市のありようや経済活動を、また自身の生活とその舞台である地域社会を見直す気運が高まっている。

(2) 都市の変化

社会・経済の変化は都市の機能・空間及びそこでの生活・活動にも多大な影響を及ぼし、いま都市の様相も大きく変わりつつある。

まず経済の低迷と人口構造の変化は、多くの都市の活力を停滞ないし低下させている。特に地方中小都市の疲弊は顕著であり、公共施設の適切な維持管理や行政サービス水準の維持などの都市運営が困難になったり、旧来の地域社会・コミュニティの存続すら危ぶまれる都市も出はじめている。大都市との格差も益々拡大している。

また、多くの都市で市街地の「縮退」がはじまりつつある。今なおポテンシャルが高い大都市ではこれまでのところ「都心回帰」やその裏腹の事象として郊外の人口・世帯減少等が起きつつあるが、多くの中小都市では経済構造の変化もあいまって同時に中心部の衰退・空洞化はなお進行しており、地域によっては住民の生活利便や防災・防犯性能も低下しはじめている。

こうした現象は、「都市化の時代」に蓄積された社会資本がいまやオーバーストック化しつつあることも意味している。例えば住宅ストックについて見れば世帯数とのアンバランスが拡大し、いまや全国で750万戸以上、三大都市圏に限っても360万戸以上の空き家が発生し、近い将来確実視されている世帯数の減転に伴って更に増える可能性が高い。

このため、遊休宅地の増加による居住環境の荒廃、コミュニティの崩壊、地域管理の行き詰まり等の問題が今後深刻になる事態も懸念されるに至っている。

1-2 都市計画の動向

日本の社会と都市が様々に変化するなかで都市計画も時代とともに変わってきたが、多くの場合現実が先行し計画制度や技術が後追いするきらいがあった。しかしながらいまこれまでとは異質な新たな動きがみられるところであり、これからの都市計画の方向を示唆しているように思われる。

(1) 目的と主題の変化

少なくともバブル崩壊時頃までの日本の都市計画は、都市が成長・拡大するための空間需要に応えることを主な目的とし、これを支える都市施設や市街地開発事業を新規に計画し、これを前提としながら土地利用を適切に誘導規制することを基本的な主題としてきた。¹

しかし今や一変し、現在の都市計画の目的は大きく言えば「将来にわたって持続可能な社会を形成する」ために「都市を再編する」ことに移り、再編するにあたっては“市街地の縮退” “都市のコンパクト化”をどのように進めるかが主題になっている。

(2) 内容の変化

これまで長年の間、都市計画は専ら都市計画法で定められている事項を扱ってきた。しかし、近年都市計画が直接・間接に扱う内容はこうした枠組みを超えて例えば次のように拡がりつつある。

- 歴史・文化・自然資産の保全・再生・活用等も直接の計画 対象に
- 地域の活性化・再生、エリアマネジメントも都市計画の一環に
- 福祉・医療等と密接不可分に
- 大規模災害への対応も重要な考慮事項に

(3) 手法の変化

- 都市計画の主体は自治体へ

日本の都市計画は明治以来国の権能に属する行為として専ら国が扱ってきたが、2002年の都市計画法改正によって地方自治事務に移行し、いまでは地方自治体が権能を持ち直接の当事者になっている。

しかし、地方自治体の多くが財政的に疲弊しマンパワーも不足している状況下で、実際には都市計画行政が十分に機能していない自治体も多く、全体としては今なお過渡的状況にある。

- 官主導から官民連携へ

日本の都市計画は長年官主導で進められてきたが、民間による都市計画提案やPFI等の官民連携の動きとこれに伴う誘導型の計画やインセンティブの重視もまた手法の変化を象徴している。

- 選択と集中へ

2005年の社会資本整備審議会の答申及びそれを踏まえた2006年のまちづくり三法改正において、「選択と集中」という考えが打ち出されたところであり、いまでは都市計画においても自明の方針として定着している。

(4) 関係主体の多様化

以上のような変化に伴って都市計画に関わる主体も多様化し、行政以外にもNPO・住民、民間事業者、福祉・医療・商業等々の専門家・関係者等も計画策定や事業に関わるようになっていく。

その結果、諸主体の連携・協働も様々に見られるところであり、官民学連携は勿論のこと、NPOと大学等の連携によるまちづくり活動等も活発になっている。

¹ 都市計画法第4条 定義

この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

1-3 都市計画コンサルタント業の現状と課題

(1) 都市計画コンサルタント業務の変化

都市計画の変化に伴い、都市計画コンサルタント業務（以下本文中では「コンサルタント業務」と略す）もまた近年様変わりしつつある。

①業務の性格の変化

従来は行政の発意により行政と一対一の関係で実施する業務がほとんどであったが、住民参加が一般化するなかで、住民・NPO等と協働しその意向を反映して計画を策定する業務も増えている。また、地元発意型の業務、住民等からの相談業務、民間発注の業務、民間と協働して実施する業務も徐々に増えつつある。

そして、こうした業務においてはしばしば、従来の規制重視から誘導重視的な性格が強まっている。

②業務内容の変化

コンサルタント業務の内容は顕著に変化している。

従来のコンサルタント業務は専ら法定計画に関連する調査及び計画策定を主な内容とし、また業務によっては都市施設等の設計も行ってきた。

しかし近年は、こうした業務の他に、計画の事業化方策の検討、事業スキームの構築、フィージビリティ・スタディ、費用対効果の評価といった事業化に関する検討業務も増えている。

また、都市計画に関連する制度や仕組みの検討、施設の維持やエリアマネジメント、ワークショップやイベント等の企画・運営などの純ソフトな業務や地域の活性化・再生、防災に関する業務など、内容が一段と広がり多様化している。

(2) 都市計画コンサルタント業の現状

組織の規模や業務内容等によって異なるが、都市計画コンサルタント業（以下本文中では「コンサルタント業」と略す）全体としてはいま様々な問題を抱えている。

まず最大の問題は経営基盤の脆弱化にある。その要因は多々あるが、業務量の減少と発注方式の変化を背景として受注競争が激化したこと、業務内容の多様化・複雑化・高度化等に伴って業務の難度が高まったにもかかわらず報酬が伴っていないことが特に大きく影響している。

この問題は、業務の発注方式に深く関係している。業務発注方式に関しては、この間国や地方自治体の新規業務において随意契約が激減し、またプロポーザル方式も限定的で、代わって総合評価落札方式や競争入札方式等の価格競争による発注が一般化しており、特に価格のみを評価する競争入札が経営を圧迫する一因になっている。またこの競争入札方式は、低価格入札等の行き過ぎた競争を招いたり、それぞれの業務に必要な知識や技術等を備えた適切な都市計画コンサルタント（以下本文中では「コンサルタント」と略す）の選定に必ずしもつながらず結果的に業務の質が低下する等の問題も孕んでいる。

一方プロポーザル方式も、提案書の作成等の負担が概して大きいなど、コンサルタントにとって手放しで推奨できない問題を抱えている。

また住民参加型の業務では、これに適切に対応するために多大な労力や費用を要するが、多くの場合報酬面で必ずしも十分に評価・措置されていない。

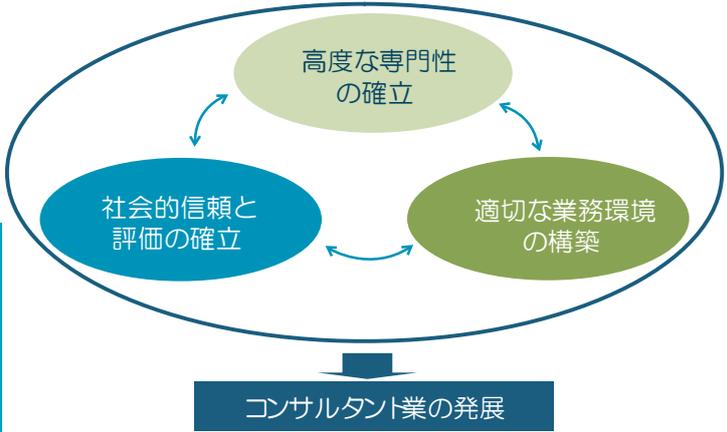
こうした経営基盤の脆弱化とそれに伴う従業者の就労条件の悪化に加え、コンサルタントに対する社会的認識が低いこともあって、多くの組織で人材難に陥り業務の質にも影響しかねない状況にある。

(3) 都市計画コンサルタント業発展のための課題

こうした状況を打開しコンサルタント業を発展させてゆくためには、その前提として、高度に専門的で公

共性が高い業務に携わるサービスを提供するコンサルタントが自らその専門能力を高め、社会的信頼・評価を向上させ、これを通じてコンサルタントの職能を確立し社会的地位を高めることが不可欠である。また、そのための環境を整える必要がある。そして、こうした基本的な課題を相互に関係づけて同時並行的に取り組む必要がある。

高度な要求に対応できる知見・専門知識・技術を高め磨きをかけ、また新たな役割を担いうる資質・能力を一段と高める必要がある。



社会倫理・職業倫理を遵守するとともに、業務の質を高め業務責任を全うする仕組みを整える必要がある。

適正な報酬を基本として適切なコンサルタントを選定し能力を発揮する環境を整える必要がある。

2 これからの「都市計画」

(1) 「都市計画」に関する基本認識

「都市計画」は、都市・地域の将来の物的実体だけでなく都市・地域における生活の質や都市活動の態様に大きく影響し将来にわたってこれを強く規定する。かかる意味で都市計画は社会的に重要な行為であり多大な責任を伴う行為である。

都市計画が本来的に持っているこうした多義性は、日本の都市計画が長年基幹インフラを中心としたハード計画に重点を置いてきたこともあって、社会的に十分に意識され評価されてこなかった。

しかし、日本がいままで経験したことがない人口減少過程に入り超高齢社会を迎えたいま、都市とそこの生活・活動をどうするか、都市の活力を維持しながら市街地の縮退をどのように進めるかといった命題に対して「都市計画はどのように対応しうるのか」「都市計画はどのような可能性を持っているのか」が問われている。

更に、東日本大震災後の復興の取り組みのなかで象徴的に立ち現れたように、生活・都市活動の持続あるいは地域・集落の存続自体が問題になる都市もあるなかで、「都市計画とは何か」といったより厳しい問いが投げかけられている。

(2) 都市計画の理念・目標・役割

こうした根本的な問いかけに応えるためには、これからの都市計画は
持続可能な社会の実現に貢献する

ことを基本理念に据え、これを具現するために

生活の安定的持続と質の向上

及び

都市活力の維持・増進

を目標とし、

これを達成する

総合的な空間計画を立案し具体化する

ことに基本的な役割があると考える。

- 都市計画を通じて生活の安定的持続と質の向上、都市活力の維持・増進に寄与するとすれば、土地利用、都市施設、市街地開発等を二次元平面で個別に計画するのではなく、住まい、福祉・医療、教育・文化、産業等をはじめとして生活・都市活動に関わる多様な領域・要素と関係づけて包括的かつ空間として計画する必要がある。

これが「総合的な空間計画」(Spatial Planning) の概念であり、単なる物的計画(フィジカル・プランニング) や従来の「都市計画」(Town Planning/City Planning) の域を超えて、必然的にソーシャル・プランニング的な性格も帯びることになる。

- この「総合的な空間計画」はまた、都市の将来の空間像をスタティックに示す以上に都市の「再編の方向性・戦略」を示すものであり、この点に大きな意味・役割がある。このように考えると、これからの都市計画はその中にプロセスを内包し、いわば時間軸も組み込んで四次元で考える行為であるともいえる。

以下、こうした“総合的な空間計画”を「都市計画」と呼ぶ。

(3)「総合的な空間計画」としての都市計画

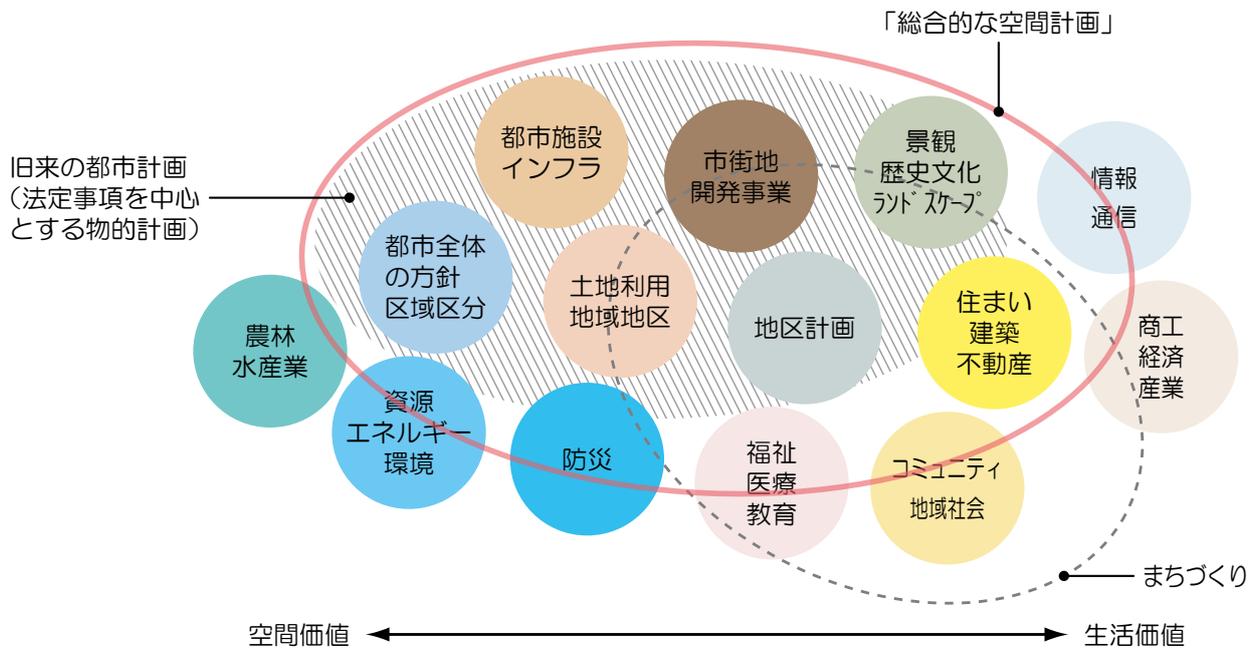
都市計画をこのように規定するとすれば、直接・間接に扱う対象も必然的に広がることになる。

生活という面では、特に住まい、福祉・医療、モビリティといったことから関係づけて検討する必要がある。また、都市活動の面では環境負荷、資源・エネルギーなど低炭素化に関わる様々な要素を一体的に扱う必要がある。

更に空間の観点からは、長年それぞれ独自に動いてきた都市計画と建築を結びつけ連続させることが不可欠であり、今後まずはアーバンデザインやまちづくりをインターフェイスにして相互に乗り入れることが考えられる。

このように都市計画の対象が広がる結果、いわゆる「まちづくり」と重なる領域も広がる。しかし、都市計画が、どちらかと言えば都市・地域全体を眺めながら空間計画をつくり、その具体化のプロセスや制度・システム等の検討にも関わるのに対して、まちづくりはどちらかと言えば個別の地域やまちに密着して主に生活の視点で様々な活動や事業を展開する点で多分に異なる。

両者が適切に連携しそれぞれ役割を發揮することが求められる。



(4)都市計画の社会的意味を高めるために

都市計画の社会的な意味を高め役割を果たすためには、特に次の点を重視して新たな時代状況に対応するリアリティを強化する必要がある。

- 本格的なパラダイムシフト

社会・経済状況が一変した現在、都市化の時代の都市計画を問い直し、本格的にパラダイムシフトする必要がある。

都市計画においては特に、従来の「拡大志向」「重厚長大主義」「メガシステム重視」「一点集中重視」「均質性重視」「私権優先」・・・等から脱却し、「生活・地域・コミュニティ重視」「循環型スモールシステム重視」「多様性・分散重視」「公益優先」・・・等へと根本的に切り替える必要がある。

東日本大震災の被害実態と復興まちづくりの状況に照らしても、こうしたパラダイムシフトの重要性が再確認されるところである。

- 複眼的・多面的なアプローチ

都市計画の新たな主題に肉薄し多様な領域を対象とするためには、従来にも増して複眼的で多面的なアプローチが求められる。ハードな要素とソフトを組み合わせ、生活・都市活動に密接に関係する領域・要素も視野に入れ、適宜計画に組み込むことが不可欠である。

その場合、特に地域経済、資源・エネルギー、情報通信等と関係づけるためには、民間企業とタイアップして計画し事業化するなど、新たな異分野連携を進める必要がある。

- 客観性の強化

持続可能な都市づくりを進めるためには、それぞれの都市・地域社会の実態・動向等に関してこれまで以上に調査を充実しデータを精緻に分析し、これに基づいて将来の問題や可能性・限界等を客観的に予見したうえで問題解決の道筋や将来の方向性に関する選択肢を示し、地元自治体や住民がそれを評価し意思決定するといったアプローチが必要である。

- ダイナミズムの組み込み

社会・経済状況がしばしば急激に変化し流動的である現在、スタティックな計画は状況次第でリアリティを失う可能性が高い。

これまでの都市計画は概して事前確定的で、流動的であったり未知のファクター等も計画しつづす傾向があった。これが計画をスタティックなものにしリアリティを低下させてきたことは否めない。これからの計画においては、計画時点で極度に不透明な内容を確定的に決めつけない「非確定性」を入れ込む必要がある。

また、比較的短いタイムスパンで計画を絶えず検証・評価し必要に応じて改善するPDCA²プログラムを都市計画の中に組み込み実践する必要がある。

² Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）

3 これからの都市計画コンサルタント

3-1 個人としての都市計画コンサルタント像

(1) 都市計画コンサルタントの本質

これからのコンサルタントは、

**物的な空間計画をベースにして
幅広い関係領域と関係づけ
総合的な空間計画の立案とその実現に
中心的に関わる専門家**

であると考える。

その依って立つ最大の基盤・専門性は、多様な領域・内容・要素を関係づけながら最終的に空間として束ね表現するところにある。

(2) 都市計画コンサルタントの性格

コンサルタントは基本的にはありうべき選択肢を検討・提示し、最終的に空間計画を立案する「プランナー」であるが、同時に発注者や地域住民・社会が適切に判断し意志決定するために助言する「アドバイザー」でもある。

こうした基本的性格を持つなかで、スペシャリスト型のコンサルタントは多分にエンジニア的性格も併せ持つ。

またジェネラリスト型のコンサルタントは、業務や局面によっては、様々な主体や事業を関係づけ調整する「コーディネーター」、計画や事業の監理・運営をサポートする「マネージャー」、住民等の議論や意志決定を支援する「ファシリテーター」などの役割を担い、こうした点で“空間計画の策定・実現にかかるプロデューサー”としての性格を帯びるともいえる。

(3) 重視すべき資質・能力

空間が一旦実体化されると超長期にわたって存続し、空間の質に多大な影響を及ぼすと同時に地域社会や都市活動、人々の生活も左右する。従ってコンサルタントの責任も大きく、長期的視野に立って社会の利益を重んじるスタンスが求められる。

実務面では、業務の円滑な遂行や成果の質はコンサルタント個人の能力に大きく左右される。また近年、業務遂行のプロセスが複雑になるなかで、コンサルタント個人が扱う内容や果たす役割も以前に比べて格段に拡がり多様化し、スペシャリストに求められる知識・技術等のレベルが高くなると同時に、ジェネラリストに対するニーズも強くなっている。しかもこうした傾向は今後更に強まり全般的に幅広い能力が必要になる。

スペシャリストに
求められる資質・能力

ジェネラリストに
求められる資質・能力

○ 特定の領域の高度な専門知識と技術を有し実効的な『提案をする能力』

○ 都市・地域社会の様々な事象を的確に把握し『総合的に判断する能力』

○ 都市・地域社会の今後の動向や将来起こりうる問題等を的確に『洞察し予見する能力』

○ 多様な領域・内容を関係づけ束ね『空間化する能力』

○ 業務全体を円滑に進める『マネージメント能力』

○ 『プロジェクトを構築する能力』

(4) 都市計画コンサルタントのポジションと役割

これまでほとんどの場合、コンサルタントは主な発注者である行政や公的機関等の要請に最大限に応えることによって業務上の責任を果たすと同時に公共福祉の増進という社会的責務に応えてきた。

しかし、都市計画に関係する主体が多様化した現在、コンサルタントのポジションも変化し、行政だけでなく地域住民や民間などの諸主体との多面的な関係のなかで複眼的に要請に応えることが必要であり、またそれが公共福祉の増進に寄与することにつながる筈である。

こうした変化を踏まえ、特に行政・住民・民間事業者との関係のなかでのこれからのコンサルタントのポジションと役割を次のとおり構想する。

まず、計画等の意思決定と事業の実施という面では第三者として、また計画策定をはじめとする業務の面ではそれぞれの相手に対してイコールパートナーとしての立ち位置をとることが基本になる。

こうしたポジショニングを大前提にして、個々の業務の中でまた協働する相手主体に応じて適切な役割を担うことになる。

まず行政に対しては、特に都市計画業務を中心に、高度な専門性とネットワークを駆使してサポートすることが基本になろう。

住民に対しては、実務専門家として専門知識や技術ないし関連情報を活かして問題提起したりアドバイスすることが基本になる。場合によっては一種の「ホームドクター」的な役割も担うことになる。

また民間事業者等に対しては、双方の知見・知識・ノウハウ等を持ち寄ってコラボレートすることが基本になろう。

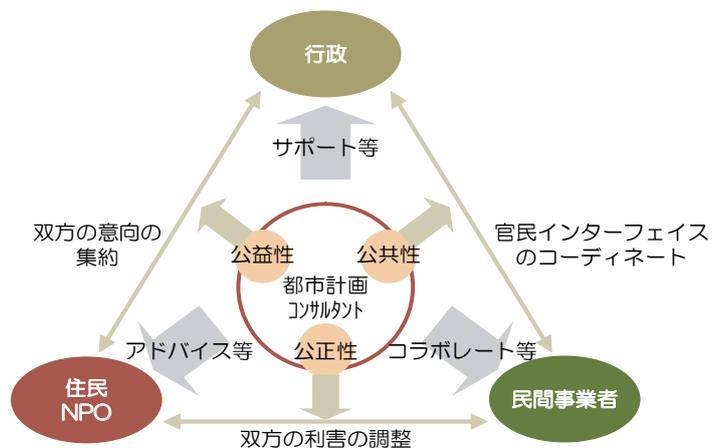
こうした主体それぞれとの個別的な関係とは別に、今後は様々な局面で複数の主体の間に立って一定の役割を担うことも考えられる。

特に、行政と住民の間に立って、住民等に対して計画や事業にかかる専門的・技術的な内容等をかみ砕いて説明したり、双方の意向を集約する役割を求められる可能性は高い。そこでは、「公益性」の観点に立って第三者性を担保することになろう。

また、行政と民間の関係の中で、特にPFIや都市計画提案等に関して官民のインターフェイス部分を中心にコーディネートすることが考えられる。その場合は、第三者性を担保する規範として特に「公共性」が重要になる。

更に、住民と民間事業者の関係の中で、双方の利害を調整することもあり得る。その場合は特に「公正性」の視点が重要であろう。

そして、こうした複数の主体との関係のなかで、今後は特に、第三者としてセカンドオピニオンを求められることも大いにあり得ると思われる。



3-2 組織としての都市計画コンサルタント像

(1) 都市計画コンサルタント組織の本質

都市計画コンサルタント組織（以下本文中では「コンサルタント組織」と略す）は、都市計画の実務専門家集団である。実際の構成員は組織の業務内容や規模あるいは経営方針等によって様々であるが、少なくとも大組織の多くはスペシャリストとジェネラリストで構成される。

またほとんどの組織は民間企業であり、適正な報酬を前提として適正な利益を追求する必要がある。

特にこの点で、官庁・大学やNPOと大きく異なる。しかし同時に、都市計画という社会性が高い業務を担う以上、一般の民間企業以上にCSRが強く求められる組織でもある。

(2) 新たなチーム編成の可能性

今後一段と多様な領域・内容を扱ったり新たな役割を発揮するためには、スペシャリストとジェネラリストがチームを組みそれぞれの役割を適切に担う必要がある。

同時に、他分野の専門家の参画が不可欠である。防災・環境は勿論のこと、空間や生活の質の観点からはハウジング・建築・不動産、福祉・医療、ランドスケープの専門家、地域再生の観点からは経済・産業・商業・観光の専門家、低炭素化の推進にとっては資源・エネルギーの専門家などの参画が不可欠である。

この点について、大組織にあっては企業内で新たな専門家集団を編成することもあながち不可能ではないが、多くの中小組織はこうしたポテンシャルを有していないこともあり、むしろ外部の専門家と組んでチームを編成することが考えられる。その場合は恐らく個々の業務ごとに最適なメンバーシップのもとタスクフォースを編成することになるだろう。

こうした点に新たな組織論の可能性があると思われる。

(3) 新たな業務展開の可能性

今後、社会的ニーズの変化に応えるためには、新たな領域で新たな手法による新たな業務にも積極的に取り組み展望を切りひらく必要がある。

まずは少なくとも次のような可能性があり得ると思われる。

① 関連領域の都市計画業務化

一段と広がり多様化している関連領域を積極的に組み込み束ね空間計画としてまとめることが新たな業務につながる可能性がある。

特に、福祉・医療、住まい、防災、情報通信、資源・エネルギー等の領域は、これまで都市計画業務との関係が希薄であっただけに、多分に可能性を秘めていると思われる。

② 新たな主体とのコラボレーション

従来は必ずしも一般的でなかった主体と協働して次の様な業務を展開することが考えられる。

• 民間事業者・地権者等との協働業務

かねてより大規模開発事業やPFI等を中心に民間事業者等に対してコンサルティング業務を行ってきた組織や個人も多い。実経済等に関して多大な情報・知見と事業推進の力量を持つ民間企業はこれからの都市計画において重要な主体であり、今後特に都市計画提案・PFI・PPP等の面でもこうした民間企業と連携・協働することが考えられる。

民間企業の側においても、円滑な事業推進や市場との良好な関係づくりの見地から、都市計画への関わりが重要になると考えられる。

• 海外業務

従来は国対国の技術援助の一端を担うかたちでコンサルタントが参加するケースが多かったが、近年



は海外の都市計画や関連業務、大規模開発事業に関するコンサルティング業務を直接受注するケースも増えている。

今後、民間を含むこうした海外業務に取り組むことが考えられるが、併せて、新興国等の都市計画専門家の育成支援、日本のこれまでの都市計画やコンサルタント業務に関する情報提供等々を業務化する可能性もあると思われる。

③サポート業務の拡大

- 自治体に対するサポート業務

東日本大震災後の復興まちづくりにおいても明らかになったとおり、いまや都市計画の当事者である地方自治体において都市計画及び関連分野の経験豊かな専門技術職員が不足している。このため都市計画業務の企画、業務の運営・監理、技術的検討や技術評価等々の適切な遂行に難がある自治体も多い。

こうした状況に照らし、同じ実務家の立場でコンサルタントがサポートし、ひいては地方自治体のマンパワー強化にも貢献することが考えられる。

- マネージメント、プロモート業務

コンサルタント業務が極めて総合的で幅広くなっているなかで、その運営自体がマネージメントとしての性格を強く帯びているが、今後、計画策定や事業全体のマネージメント業務、エリアマネージメント関連業務、あるいは地方中小都市の活性化等に代表されるような都市計画と住居・商業等の他の分野を総合的に扱いながら計画策定や事業の推進を総合的に監理しプロモートするような業務のニーズも増えると予想される。

4 これからの都市計画コンサルタント協会

一般社団法人都市計画コンサルタント協会の趣旨・目的等を踏まえ、日本の都市計画及び都市計画コンサルタントの将来展望を会員が共有するとともに幅広く社会に発信するために、これからの協会を以下のとおり構想する。

4-1 協会の性格と目的

民間の非営利型・共益的活動目的一般社団法人である都市計画コンサルタント協会（以下「当協会」という）は、都市計画コンサルタントの「職能団体」であり、その基本的な目的は都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上を通じて都市計画コンサルタント業の発展を追求することにある。

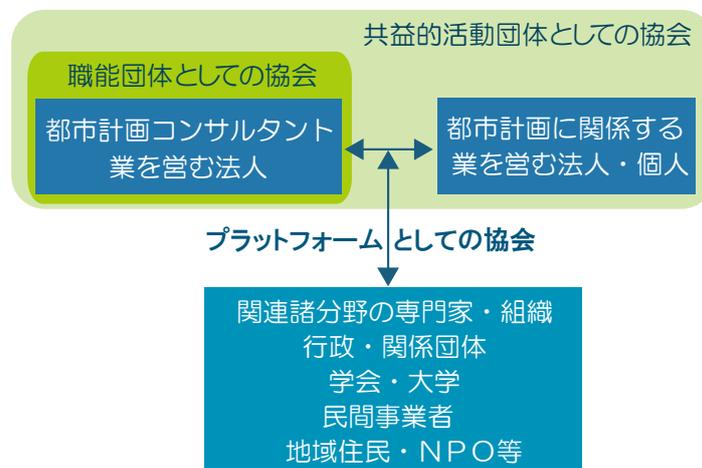
同時に、都市計画の進歩発展と都市計画を通じた社会・地域への貢献に向けて、都市計画に関わる多様な主体が情報交換、技術交流、連携・協働する「プラットフォーム」としての性格を併せ持つ。

4-2 協会の組織像

(1) 組織の基本構成

職能団体としての当協会は都市計画コンサルタント業を営んでいる法人を中心に構成されるが、コンサルタント業務の質の向上と都市計画の進歩発展に寄与するために、都市計画に関係する業を営む法人・個人等を含めて構成される。

また、今後更に外部の多様な専門家・専門組織、行政・関係団体、学会・大学、民間事業者、地域住民・NPO等との関係を強化し幅広いネットワークを構築する。



(2) 協会運営と会員の関係

当協会の運営・活動は全会員のコラボレーションによる。そのなかで、都市計画コンサルタント業を営む法人会員は定款上の正会員として中心的役割を担う。特に職能団体としての運営・活動は、この正会員が中心になって取り組むことになる。

また当協会は主に法人によって構成されるが、実質的な活動は会員法人に所属する個人及び個人会員によって担われ、これを通じて、協会自体が都市計画及び関連分野の実務専門家集団として機能する。

4-3 重視する活動

個々の会員単独では困難な取り組みを中心に、また行政や関係諸団体・組織等との役割分担を念頭に置いて、当協会として今後特に次のような活動に力を注ぐ。

なお、「当面の重点取り組み」については、概ね2～5年後を目途に具体化することを目指す。

(1) 都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上に向けた活動

① コンサルタントとしての専門能力の維持・向上と人材育成の支援

必要な知識や技術が高度化するコンサルタント業務にあって、専門家としての確に対応し質の高い成果を挙げよう。当協会として特に継続的専門能力開発＝継続教育を中心に取り組みを強化する。

スペシャリストとして必要な専門知識・技術の習得は、主に各企業や個人がOJTや都市計画CPDを活用して独自に取り組むとして、当協会としては特に、密接に関係する他の領域に関する情報や知識等の取得及びジェネラリストに必要なノウハウ等の習熟支援を主眼に、これまでも実施してきた各種講習会・研究会・技術交流会・見学会・講演会等を一層充実する。

また学会・大学と連携して、大学における教育と修了後の実務教育の相互補完や、大学教育と実務教育が連続する継続教育プログラムを構築することも追求する。大学教育と実務教育は目的と役割が異なるため、都市計画を担う次代の人材をそれぞれが育てることになるが、相互乗り入れし連動させることによって効果が高まると思われる。都市計画の実務や現場を学生に知ってもらうことは学生にとっても我々コンサルタントにとっても大きな意味がある。

このため、当協会として次のような取り組みを進める。

- 専門知識や技能等の継続的教育、スキルアップの支援。
- 現在は個別に行われているインターンシップやオープンデスクを、協会が窓口になってシステムティックに受け入れるような仕組み・体制の整備。

【当面の重点取り組み】

■ 都市計画CPDプログラムの充実と運用改善

都市計画分野での継続教育に関しては、都市計画CPD制度の活用が最も実効的である。当協会もかねてよりこの制度の母体である日本都市計画学会の運営に協力し、現在も学会の「継続教育連携会員」として参画し、当協会の活動の多くがプログラム認定されている。

しかしながら、現在の制度では都市計画実務者にとって真に必要な、時代の要請に的確に対応する体系的な教育プログラムが用意されておらず、制度そのものの価値が乏しい。

また、この制度が都市計画関係者の間でも必ずしも十分に認識されていないこともあって、コンサルタント業務においてCPDポイントの取得実績が技術者の評価等に必ずしも反映されていないなど、コンサルタントにとってのメリットが定かでない状況にある。

こうした問題に対して当協会としてこれまでも改善に取り組んできたが、今後とも学会と連携して効果的な教育プログラムを確立するとともに、コンサルタント業務に対するインセンティブを強化するなど運用改善に取り組み、制度の活用に向けて関係各方面への働きかけを強化する。

② コンサルタントに対する社会的信頼・評価の向上のための活動

コンサルタントの社会的信頼・評価を高めることは長年の課題でありまた多面的に取り組む必要があるが、今後特に次のような活動に力を注ぐ。

- 2010年に策定した当協会の倫理規程の周知徹底と厳正な運用を通じて、職業倫理やCSRの遵守、業務の専門的内容に関する説明責任の全うなどを会員の規範として確立する。

- 実務専門家としてのコンサルタント個人の能力や業務の成果を社会に発信し客観的評価を可能にするとともに、コンサルタントの責任を一層明確にする仕組みを構築する。
- 都市計画やコンサルタント業に関する情報発信を強化し、都市計画及びコンサルタント業の内容や意味、その重要性等について一般国民も含めて一層幅広く強力に訴求する。

【当面の重点取り組み】

■ 都市計画実務専門家認定・登録制度の創設

現行の技術士制度とは別に、都市計画に関わる実務専門家の専門分野・能力や倫理意識等を社会に表示し、発注者等による評価や適切なコンサルタントの選択を可能にするとともに、コンサルタントの責任を明確にするような制度を創設する。³

この新たな制度は、専門領域等を限定したり特定者を排除するものではなく、むしろコンサルタント業務に多様な領域・分野の専門家等の参画を仰ぐ趣旨であり、今後詳細に検討し関係各方面の合意を得て具体化する必要があるが、現時点では次のような仕組みを想定する。

- 当協会単独ないしは関係団体等と協同で、都市計画の実務専門家を対象に、専門分野・知識・技術、実務経験・実績・自己研鑽の実績等及び社会倫理や職業倫理に関する意識等をチェックし、適格者を認定・登録し社会に開示する。
- 自己研鑽の実績については、都市計画・土木・建築・RCCM等のCPDを活用する。CPDは技術士法でも義務づけられており、海外資格との同等性を担保するうえでもリンクさせるのが好ましい。
- 学識経験者等を含む第三者による委員会等を設置して適格性を評価し認定する。
- 一定期間経過ごとに適格性を再チェックし、適格者について再認定する。

■ 都市計画コンサルタント業務の情報発信

① 業務実績の評価・登録システムの構築

日本都市計画家協会からの提案と呼びかけにより数年前から共同検討してきた構想であり、各年度に実施されたコンサルタント業務のなかの質が高く社会的にも大きな意味を持つような優れた業務を収集・登録・開示し、それを蓄積することによって社会の理解と評価を高め、また地方自治体等に対してもコンサルタント業務に対する認識と理解を深め業務発注の参考に供することを想定している。今後更に議論を深め、極力早期に具体化する。

② コンサルタント業務の発表・討議の場の創設

日本都市計画学会の協力による「業務成果発表会」の開催、大学人も参加した討論会の開催等について検討する。

前者は学会による審査を経て採択された業務の成果等を学会の集まりで発表することを想定しており、後者は、学会のセッション等の少人数が集まる場でコンサルタントが携わった業務を発表し、これを素材にして意見交換・討議することを想定している。

³ 現在都市計画に関する唯一の資格である技術士資格制度は次のような問題がある。

- 現行の技術士資格は「都市及び地方計画」というかたちで一括りになっているため、発注者や社会にとって、個々の専門家の具体詳細の専門分野・得意分野や能力のレベル等を明確に把握しにくい。
- 都市計画の専門家求められる資質や能力は年々高度になっており、これに対応するためには絶えず磨きをかける必要があるが、現行の技術士制度ではそれを進めるための仕組みがなく、国際標準にも馴染んでいない。
- 都市計画の内容が多様化しているなかで、これからは文科系出身者を含む幅広い分野の専門家に関わる必要があるが、現行の都市及び地方計画の技術士資格の取得は、工学系の専門教育を修了していない者にとってハードルが極めて高い。

③適正な業務環境の整備のための活動

特に、適正な報酬を基本とする適切なコンサルタント選定方式の確立に向けて、業務発注方式の改善に一層強力に取り組む。

この問題に関しては、これまで日本都市計画学会・都市計画協会・日本都市計画家協会と共同検討し、2009年に『都市計画技術者の技術力評価方法に関する検討調査研究会報告書』がまとめられたところであるが⁴、今後改めて調査研究を進め、より具体的で説得力が高い資料を作成するとともに改善策を考案し、関係各方面に粘り強く働きかける。

また、こうした発注方式の改善と併せて、適正な報酬の確立に向けたコンサルタント業務標準歩掛の改訂も検討する。

【当面の重点取り組み】

■業務発注方式の改善に向けた取り組み

業務発注に関してはこの間の震災復興関連業務でも多様な動きが見られるところであり、プロポーザル方式を中心に業務成果の評価方式と関連づけて検討し、説明材料等を作成して関係各方面に一層強力に問題提起・提案する。

①プロポーザル方式について

- 当該方式の意味と効用等に関する検討及び説明材料の充実。
- 適用することが適当と思われる業務の性格等の明確化。
- 適用業務事例、提案内容の評価指標・項目、評価方法等に関する事例等の参考資料集の作成等。

②その他の方式について

- 都市計画コンサルタントにとって望ましい一括発注方式やJV方式のあり方の検討。
- 最低制限価格の導入。
- 複数年度にわたる業務の一括発注ないし2年度目以降の随意契約の採用等。

(2)都市計画を通じた地域貢献・社会貢献

都市計画の主体が地方自治体・住民に移行したなかで、都市計画コンサルタントも今後一層地域に密着して業務を遂行し、様々なかたちで地域貢献することが求められている。

都市計画コンサルタントは、意思決定面では第三者として都市計画関連業務に関わっているため、行政・地域住民や民間企業等の立場や意向・ニーズを客観的にとらえやすい。また、現場・実務に直接関わって生きた情報や実践的な知識・技術を蓄積している。

このため、地元行政や地域住民のパートナーとして地域の様々な課題に対応できる可能性があり都市計画全般に関しても実務の立場からの確に問題提起し提案できる可能性がある。

当協会は、こうした特性を持つコンサルタントの集団として一種の情報バンクとしての性格も備えていることを活かし、関連分野の専門家とも連携して、今後より積極的に地域主体による都市計画・まちづくりを組織的にサポートしまた都市計画に関して提案・提言する。

⁴ この検討では、企画力や提案力、高度な専門知識・技術等をもって業務の質を高めるべき非定型型の都市計画業務の発注についてはプロポーザル方式が望ましいとしてその推進方策について検討した。

その結果プロポーザル方式の意義が再認識され再び活用する地方自治体も見られるなど一定の成果があったが、多くの地方自治体で実績重視や費用抑制の要請などもあり、またコンサルタント側でも新規参入の障壁になりかねないなどから評価にばらつきがあり、その後足踏み状態にある。

なお、当協会ではこの問題に関して別に「プロポーザルの手引き」を作成・発刊し、地方自治体の発注の参考に供している。



①地方自治体の都市計画業務のサポート

東日本大震災後の復興まちづくりを進める過程でも明らかになったが、都市計画の地方自治事務への移行がなお過渡的状況にあるなかで、多くの自治体では必要な専門知識・技術・経験を持っている人材が不足しており、計画策定や事業を押し進める体制も必ずしも整っていない。このため、発注する業務の組み立て、発注先の選定、発注した業務の監理・運営、成果の評価等や全体のマネージメントが必ずしも適切・円滑に行われないケースも多い。これは必ずしも震災復興という特別な局面だけに当てはまるわけではなく平常時を含めていえる。

こうした状況に対して、会員企業による業務とは別に当協会としても組織的にサポートする。

特に、東日本大震災の復興に関かかるとこれまでの活動を継続し強化するとともに、今後の大規模災害に対する事前対策を支援するほか、次のような活動に取り組む。

- 情報提供

当協会としては特に、都市計画に関する各種技術的情報、コンサルタントに関する情報提供等を重視する。

- 業務の実施・推進の支援

業務発注段階での業務の企画や仕様作成の支援、コンサルタント選定にかかる評価指標・項目等の作成等を支援することが考えられる。⁵

また、業務遂行段階では、東日本大震災の復興支援を機に創設された都市計画の専門家派遣制度とは別に、専門家の受け入れ制度を有しない地方自治体に対して、地域に精通する会員専門家が適時機動的に対応する等の仕組みづくりを追求する。

【当面の重点取り組み】

■大規模災害に対する取り組み

東日本大震災復興に関して、震災直後から現在に至るまで多くの会員企業が各種調査や復興計画策定、事業検討等に携わってきたが、同時に当協会としても様々な取り組みを進めてきた。⁶

今後、地元の状況やニーズをにらみながら次のような取り組みを進める。

- 東北地区協議会を活かした、現地発の情報発信、国土交通省・地元自治体・当協会会員等の情報交換・意見交換、技術交流、講習会等の一層の拡充。
- 市町村や地域住民等の取り組みを支援する専門家派遣制度の効果的な運用。
- コンパクトな復興まちづくりや事業法等にかかる調査研究、提案・提言。

こうした大規模災害に関して、当協会は大きく言えば全体をコーディネートし計画・事業の推進を支援することに大きな役割があると思われる。また、復興に当たっては自治体の連携が重要不可欠であるが、当協会がこれをサポートすることも考えられる。こうした点も念頭におき、今後想定される新たな大規模震災等に備えて、当面まずは国と連携して次の取り組みを進める。

- 大規模災害への事前対応にかかる調査研究や提案・提言。
- 発災後早期に必要な各種データ等の整備・活用に関する調査。
- 発災後即応して地元自治体等をサポートする効果的な仕組みの検討。

⁵ 当協会ではこれまで都市計画業務にかかる報酬規準や算定要領を策定・頒布し、また地方公共団等の業務発注情報等を会員に提供するなどを中心に、地方自治体の業務発注を間接的に支援してきた。

⁶ 震災後早々に「東日本大震災対策本部」「東日本大震災復興特別委員会」を立ち上げ、各種情報収集や調査を実施し、アピール・提言等を作成・公表した。23年10月には(社)都市計画協会を核にして当協会を含む国土交通省関係10団体協同で、専門家派遣制度を創設し現在運用している。24年2月には「東北地区協議会」を設置して現地での取り組みを進めている。また、委員会のなかに「調査・研究会」を設けて、復興計画や復興事業について調査・研究を進めてきた。

②地域に密着した地元活動の支援

これまで会員をはじめとするコンサルタントは、ワークショップ等を通じて住民による計画策定・事業実施その他のまちづくり活動や市民講座等を個別的に支援してきた。

今後当協会としても可能な範囲で各種相談に応じたり必要な情報を提供するほか、適切な専門家等を紹介するなど、住民の活動を支援するための仕組みと体制について検討する。

③都市計画の進歩・発展のための活動

当協会が実務専門家の集団であるという特色を活かし、特に都市計画制度の改善、計画技術の高度化等に寄与する活動を進める。

都市計画にかかる政策・施策・制度等はこれまでも時勢に應えるよう適時改正されてきたが、当協会としてはこれからの時代に適応する都市計画のありようや実務サイドから見た実効的な施策・制度・手法等を中心に調査研究し提案・提言するとともに、広く社会に向けて情報発信する。

特に、都市のコンパクト化・市街地の縮退、あるいは今後の大規模災害への対応にかかる都市計画のありかたやそれを推進する制度・施策、手法・技術等が当面の重要テーマになると思われる。

また、地球環境問題に代表されるように、都市計画分野においてもグローバルな課題・主題（Global Issues）が増えている。こうした状況に対して国際標準としての都市計画のありようを見定める必要があり、当協会としてはこうした課題・主題に関する調査研究を進めるとともに、中央省庁や関係団体等と連携して国際交流・国際協力的一端を担ったり、協会独自に海外のしかるべき類似機関・団体と交流することも検討する。

こうした活動は、海外での業務展開を目指す会員に対して情報を収集し提供するなどの面で支援する可能性も孕んでいる。

4-4 取り組みを推し進めるために

(1)協会組織の強化

当協会では組織基盤を強化するためにこれまでも様々な取り組みを進めてきた。特にここ数年は、協会の執行体制及び委員会の改編強化、会員制度の改訂と会員の拡充、倫理規程の制定（旧倫理基準の全面改訂）、収支構造の改善、ホームページの改善とメーリングリストの拡充等による情報受発信の強化等に鋭意取り組み一定の成果を上げてきた。

しかしなお、会員のメリットを充実しこれを通じて会員を拡充するとともに協会の諸活動を一層活性化することは引き続き重要課題である。

これまで述べた諸活動・取り組みの多くは会員に対して大きなメリットをもたらすと考えられるが、これと併せて次のような取り組みを今後一層強力に進める。

- 協会・会員に関する对外情報発信の強化

当協会の活動や会員に関して、印刷媒体、WEB等の電子情報など多様な媒体・方法を駆使して、今後一段と強力に外部に情報発信する。

- 会員に対する情報提供の拡充

ネット社会化した現在、様々な情報が比較的容易に入手できるようになった。当協会としては今後、会員や外部から生きた情報を積極的に情報収集・集約し、協会ならではのまた会員にとって価値が高い情報の提供を充実し、情報センターとしての機能を強化する。

- 地方における活動・業務の支援

当協会ではかねてより地方会員の情報交換・交流及び活動の場として「関西地区協議会」を設置し



運営してきた。また、東日本大震災後の平成24年2月に「東北地区協議会」を設置し、国土交通省・地元公共団体及び当協会会員を中心とするコンサルタントが参加して、意見交換・情報交換、技術交流等を行っている。

今後、地元の行政関係者や大学・民間企業、住民等と会員とのより緊密な交流・連携・協働等も視野に入れて、こうした地方協議会等を充実し順次拡大するなど地方における活動を一層強力に支援する。また長期的には、当協会の地方組織を立ち上げることも追求する。

- 会員が活躍する場・機会の拡充

当協会の活動・取り組みの内容や状況に応じて、委員会等の編成やメンバーを臨機応変に組み替えるなど、機動的な体制・仕組みを整える。その一環として、若手・中堅がいま以上に活発に情報交換・意見交換したり共同提案するなど、協会活動のなかで活躍する場・機会を拡充する。

また地元諸主体による都市計画業務・活動を支援する意味も込めて、当協会会員が専門家として能力を発揮し社会的に活躍する機会・場を積極的に創出する。

- 会員の拡大と多様化

こうした取り組みを進めながら会員の拡大を進める。その場合、都市計画の専門家に限らず、建築・ハウジング、環境、防災、ファイナンス等々、都市計画に特に密接に関係する分野の専門家・組織の参画も追求する。

- 会員等のコラボレーションの支援

コンサルタント業務の質を高めたり新たな業務展開に必要な知識・情報・技術等の入手を支援するために、会員と外部の専門家・関係者等あるいは会員相互の情報交換・技術交流、コラボレーションを支援するなど、協会として人と人、組織と組織をつなげる役割を担う。

こうした取り組みは、特に中堅・若手にとって他分野の動向や専門的ノウハウ等を知り、コラボレートする個人・組織を探す上でも大きな意味を持つと思われる。

【当面の重点取り組み】

■プラットフォームの具体化

当面まず「プラットフォーム」の具体像と仕組みについて検討しながら、可能な範囲で試行し徐々に本格的なシステムを構築する。

会員相互については、今後特に、正会員と準会員・賛助会員の交流や情報交換の場・機会を拡充する。また、個人会員も気軽に参加できる環境を整える。

会員と外部の専門家・関係者との関係づくりについては、研究会・勉強会、研修会・講習会あるいは都市懇サロン等の場に講師として招聘するなど様々なかたちで接点をつくりながら、徐々にネットワーク化する。

また、関西地区協議会や東北地区協議会を先行例として、地方の会員がそれぞれの地域での取り組み等を題材にして、地元の大学人や学生、行政・民間企業、一般市民等と情報交換・意見交換・討議するかたちで先行することも大いに考えられる。

(2) 外部との連携・協働の強化

以上のような活動・取り組みを推し進めかつ実りあるものとするために、関係する諸機関・団体との連携・協働を一層拡充する。

① 国・地方自治体との連携・協働

国土交通省とはこれまでも緊密に連携し支援・協力を受けてきた。また近年は定期的に意見交換し、東日

本大震災後は各種調査・専門家派遣や講習会等も連携して実施してきた。

今後ともこうした緊密な関係を保持するとともに、更に次のような取り組みを通じて連携を強化する。

- 国土交通省本省：都市計画に関する法制度・施策、事業等手法の研究等

都市計画業務、都市計画コンサルタント業のありようや業務環境の改善等

- 国土交通省地方整備局：地方部・各地域に密着した都市計画業務の展開等

更に、都市計画全般や大規模災害への対応、地域再生等を主眼に、厚労省・農水省・経産省・総務省（防災）等の関係省庁との関係強化も追求する。

地方自治体については、特に大規模災害への対応、各地域に密着した都市計画やまちづくりの推進とそれに関連する情報交換・意見交換、モデル事業や社会実験等を中心に連携を強化する。

また、多くの自治体で中途採用が増えまた数年ピッチで異動することが多く、都市計画部局においても事務系職員が多いことから、当協会が会員を講師として派遣して研修会をったり、逆に行政職員が会員に講習するなど、能力開発や人材育成面で連携することも考えられる。

② 関係諸機関・団体との連携・協働

東日本大震災復興の取り組みを機に、国の施策の推進、地方自治体との関係強化、都市計画専門家・コンサルタントの職能の確立と社会的評価の向上、コンサルタント業務にかかる受発注方式の改善の等を中心に連携を一層強化する。

③ 大学・学会との連携・協働

これまでも大学・学会と様々に連携・協働してきたが、今後特に次の事項を中心に関係を強化する。

- 都市計画に関する継続教育プログラムの構築
- 都市計画実務専門家の新たな認定制度の創設
- 都市計画及びコンサルタント業務に関する討議の場づくり
- 地域に密着した都市計画業務・活動の支援

これからの当協会の組織像と活動方針等を以上のとおり構想・提案するところであり、これに沿ってまた関係諸団体や専門家等とも連携して今後鋭意取り組みを進め、協会の一層の充実と活性化を図り、これを通じて、都市計画の進歩・発展及び都市計画コンサルタント業の健全な発展に貢献することを念願する次第である。

ビジョンの策定に当たってご意見をいただいた外部の方々

順不同・敬称略。所属等は 2013 年 3 月現在

後藤 春彦 日本都市計画学会会長（早稲田大学創造理工学部長・教授）
竹内 直文 日本都市計画学会副会長（民間都市開発推進機構常務理事）
中井 検裕 日本都市計画学会副会長（東京工業大学大学院教授）
村橋 正武 立命館大学名誉教授
倉田 直道 工学院大学建築学部まちづくり学科教授
廣井 良典 千葉大学法経学部総合政策学科教授
荻原 達朗 都市計画協会専務理事
藤本 昌也 日本建築士会連合会前会長
柳沢 厚 特定非営利活動法人日本都市計画家協会理事
秋元 孝夫 特定非営利活動法人たま・まちせん理事長
八甫谷邦朗 「季刊まちづくり」編集長

■行政の方々

国土交通省都市局の方々

東京都大田区まちづくり推進部の方々、町田市都市づくり部の方々

2013 年 4 月

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会刊

〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-18 ハイツニュー平河 3F
TEL: 03-3261-6058 FAX: 03-3261-6058 e-mail: info@toshicon.or.jp

〈協会ビジョン策定特別委員会〉

委員長 松原悟朗（国際開発コンサルタンツ）
副委員長 荒川俊介（アルテップ）／神谷裕直（計画工房）
委員 岩永敬造（日本設計）／蟹井 進（玉野総合コンサルタント）
木村 淳（国際開発コンサルタンツ）／佐伯 直（エックス都市研究所）
佐谷和江（計画技術研究所）／遠竹利道（UR リンケージ）
錦織英二郎（社会空間研究所）／広瀬達也（昭和）
柳瀬明光（パシフィックコンサルタンツ（当時）、平成 21 ～ 22 年度参加）

〈委員会が主催した「中堅・若手意見交換会」参加者〉

東京地区 佐々木 隆（ニューコムジャパン）／高田 真（日本設計）
仁科 力（市浦ハウジング&プランニング）／長谷川 潤（千代田コンサルタント）
長谷川隆三（エックス都市研究所）／湯浅敦司（オオバ）
松下佳広（国際開発コンサルタンツ）／吉沼叔孝（UR リンケージ）
関西地区 坂井信行（アルパック地域計画建築研究所）／杉野卓史（安井建築設計事務所）
野谷将準（オリエンタルコンサルタンツ）／畠中誠司（パシフィックコンサルタンツ）
宮内和則（オリエンタルコンサルタンツ）／森田恭平（市浦ハウジング&プランニング）